1　意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）

1.1　通常の意匠登録出願

物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願、関連意匠の意匠登録出願、秘密意匠の意匠登録出願、パリ優先権主張を伴う出願、意匠の新規性の喪失の例外の適用を受けようとする出願を除く基本的な意匠登録出願の願書の作成方法です。

＜意匠法施行規則様式第２＞

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】　Ａ－３－ＡＮ
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁長官　殿
【意匠に係る物品】　安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－２
　【氏名】　意匠一郎
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１０００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　１６０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　１
【意匠に係る物品の説明】　この物品は…
【意匠の説明】　背面図は …
【書類名】　図面
　【正面図】
　　イメージ
　【背面図】
　　イメージ
　【左側面図】
　　イメージ
　【右側面図】
　　イメージ
　【平面図】
　　イメージ
　【底面図】
　　イメージ

＊　書面で願書を作成する場合は、➔「1.7 書面で出願する場合の注意事項」[p.22]を参照してください。

説明 1.1.1　記録項目の概要

願書に記録すべき主な項目の概要は、次のとおりです。

記　録　項　目	概　要
【整理番号】	・　一の意匠登録出願と他の意匠登録出願とで、区別がつくように任意に記録する番号（記号）です。同日に２以上の出願をする場合や、出願番号が知れない場合の中間的な手続をするときなどを考慮して、意匠登録願に記録してください。 ・　字数は１０字以内であって、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字もしくは「－」（負記号）又はそれらの組み合わせからなる記号でなければなりません。
【提出日】	・　「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように提出する日付をなるべく記録してください。
【意匠に係る物品】	・　意匠に係る物品、意匠に係る建築物若しくは画像の用途、組物又は内装が明確になるように記録してください。
【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】	・　意匠の創作をした者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 なお、意匠の創作をした者は自然人に限られます。 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】
【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【代表者】） （【国籍・地域】） （【電話番号】）	・　出願人は、自然人又は法人でなければなりません。 ①法人格のない団体は出願人になることができません。 ②出願人が自然人（個人）である場合には、氏名は戸籍上のものを記載します。ペンネーム、芸名、雅名等の変名や通称名で出願することはできません。 ③個人事業者が、屋号（「〇〇商店」等）で出願することは認められませんので、このような場合は個人名義で出願します。 ・　未成年者及び成年被後見人は、法定代理人（親権者、後見人等）によらなければ手続をすることができません（独立して法律行為をすることができる場合を除く。特７Ⅰ準用）。被保佐人が手続をする場合は、保佐人の同意が必要です（特７Ⅱ準用）。なお、これら制限能力者の行為は追認することができます（特 16 準用）。 ・　在外者（日本国内に住所又は居所（法人の場合は営業所）を有しない者）は、国内の意匠管理人（代理人）によらなければ手続をすることができません。 ・　出願人が創作者でない場合において、その創作について意匠登録を受ける権利を承継していないときは、当該出願は拒絶されます（意 17Ⅰ④）。 ・　識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号を記録してください。 ・　識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 ・　出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記録を省略することができます。

記　録　項　目	概　要
	・　出願人が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 【意匠登録出願人】 　　【識別番号】 　　（【住所又は居所】） 　　【氏名又は名称】 【意匠登録出願人】 　　【識別番号】 　　（【住所又は居所】） 　　【氏名又は名称】 【持分】 持分の定めがあるときは、【意匠登録出願人】の欄の次に【持分】の欄を設け、「○／○」のように記録することができます。 ・　意匠登録出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できるときは、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載します。また、意匠登録出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できるときは、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人の場合は、その次に「【代表者】」の欄を設けて記録してください。 ・　日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けて記録します。 ・　意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（上記に該当するときを除く。）は、オンライン送信の場合、システム上の制約から【営業所】欄を設けることができませんので、便宜的に【日本における営業所】又は【その他】の欄を設けて、『「営業所」○○○国』という形式で、所在地の国・地域名を記載します。 ・　「【国籍・地域】」は、外国人の場合に限り記載します。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（識別番号を記載して省略した場合は、省略した国・地域）と同一であるときは、「【国籍・地域】」の欄は不要です。 ・　代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄（出願人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。 ・　意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の【意匠登録出願人】の欄に記録し、【意匠登録出願人】（持分を記録するときは【持分】）の次に【代表出願人】と記録してください。 ・　持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第６６７条第１項に規定する組合契約に基づくときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「○○の持分は、民法第６６７条第１項に規定する

1　意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）

1.1　通常の意匠登録出願

物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願、関連意匠の意匠登録出願、秘密意匠の意匠登録出願、パリ優先権主張を伴う出願、意匠の新規性の喪失の例外の適用を受けようとする出願を除く基本的な意匠登録出願の願書の作成方法です。

＜意匠法施行規則様式第２＞

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】　Ａ－３－ＡＮ
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁長官　殿
【意匠に係る物品】　安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－２
　【氏名】　意匠一郎
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１０００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　１６０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　１
【意匠に係る物品の説明】　この物品は…
【意匠の説明】　背面図は …
【書類名】　図面
　【正面図】
　　イメージ
　【背面図】
　　イメージ
　【左側面図】
　　イメージ
　【右側面図】
　　イメージ
　【平面図】
　　イメージ
　【底面図】
　　イメージ

＊　書面で願書を作成する場合は、➔「1.7 書面で出願する場合の注意事項」[p.22]を参照してください。

説明 1.1.1　記録項目の概要

願書に記録すべき主な項目の概要は、次のとおりです。

記　録　項　目	概　要
【整理番号】	・　一の意匠登録出願と他の意匠登録出願とで、区別がつくように任意に記録する番号（記号）です。同日に２以上の出願をする場合や、出願番号が知れない場合の中間的な手続をするときなどを考慮して、意匠登録願に記録してください。 ・　字数は１０字以内であって、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字もしくは「－」（負記号）又はそれらの組み合わせからなる記号でなければなりません。
【提出日】	・　「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように提出する日付をなるべく記録してください。
【意匠に係る物品】	・　意匠に係る物品、意匠に係る建築物若しくは画像の用途、組物又は内装が明確になるように記録してください。
【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】	・　意匠の創作をした者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 なお、意匠の創作をした者は自然人に限られます。 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】
【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【代表者】） （【国籍・地域】） （【電話番号】）	・　出願人は、自然人又は法人でなければなりません。 ①法人格のない団体は出願人になることができません。 ②出願人が自然人（個人）である場合には、氏名は戸籍上のものを記載します。ペンネーム、芸名、雅名等の変名や通称名で出願することはできません。 ③個人事業者が、屋号（「〇〇商店」等）で出願することは認められませんので、このような場合は個人名義で出願します。 ・　未成年者及び成年被後見人は、法定代理人（親権者、後見人等）によらなければ手続をすることができません（独立して法律行為をすることができる場合を除く。特７Ⅰ準用）。被保佐人が手続をする場合は、保佐人の同意が必要です（特７Ⅱ準用）。なお、これら制限能力者の行為は追認することができます（特 16 準用）。 ・　在外者（日本国内に住所又は居所（法人の場合は営業所）を有しない者）は、国内の意匠管理人（代理人）によらなければ手続をすることができません。 ・　出願人が創作者でない場合において、その創作について意匠登録を受ける権利を承継していないときは、当該出願は拒絶されます（意 17Ⅰ④）。 ・　識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号を記録してください。 ・　識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 ・　出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記録を省略することができます。

記　録　項　目	概　要
	・　出願人が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 【意匠登録出願人】 　　【識別番号】 　　（【住所又は居所】） 　　【氏名又は名称】 【意匠登録出願人】 　　【識別番号】 　　（【住所又は居所】） 　　【氏名又は名称】 【持分】 持分の定めがあるときは、【意匠登録出願人】の欄の次に【持分】の欄を設け、「○／○」のように記録することができます。 ・　意匠登録出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できるときは、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載します。また、意匠登録出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できるときは、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人の場合は、その次に「【代表者】」の欄を設けて記録してください。 ・　日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けて記録します。 ・　意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（上記に該当するときを除く。）は、オンライン送信の場合、システム上の制約から【営業所】欄を設けることができませんので、便宜的に【日本における営業所】又は【その他】の欄を設けて、『「営業所」○○○国』という形式で、所在地の国・地域名を記載します。 ・　「【国籍・地域】」は、外国人の場合に限り記載します。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（識別番号を記載して省略した場合は、省略した国・地域）と同一であるときは、「【国籍・地域】」の欄は不要です。 ・　代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄（出願人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。 ・　意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の【意匠登録出願人】の欄に記録し、【意匠登録出願人】（持分を記録するときは【持分】）の次に【代表出願人】と記録してください。 ・　持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第６６７条第１項に規定する組合契約に基づくときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「○○の持分は、民法第６６７条第１項に規定する

記　録　項　目	概　要
	組合契約に基づく持分」のように記録してください。
【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	・　識別番号を記録したときは、【住所又は居所】の欄の記録を省略することができます。 ・　代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記録し、弁護士のときは、【弁護士】と記録してください。 ・　代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記録してください。 ・　代理人が２人以上あるときは、次の例のいずれかにより記録してください。 例１ 【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 【選任した代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 例２ 【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 ・　【氏名又は名称】の欄（代理人が法人のときは、【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記録してください。 ・　【法定代理人】の欄を設ける場合は、【氏名又は名称】の次に【代理関係の特記事項】とし「意匠登録出願人〇〇の法定代理人」のように記録してください。 ・　また、法定代理人であることを証明する書面として、未成年者が出願人の場合は、未成年者の戸籍謄本及び住民票（本籍記載のあるもの）、並びに法定代理人の住民票（本籍記載のあるもの）を提出しなければなりません。
【手数料の表示】 【予納台帳番号】 【納付金額】	・　予納により見込額からの手数料の納付の申出を行うとき（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」）施行規則第４０条第２項の規定）は、【予納台帳番号】の欄には予納台帳の番号を、【納付金額】の欄には見込額から納付に充てる手数料の額をアラビア数字のみで記録します（「円」、「，」等を付さないでください。）。 ・　現金により手数料を納付したとき（意匠法第６７条第６項ただし書の規定）は、【予納台帳番号】を【納付書番号】とし、「納付済証（特許庁提出用）」に記載された納付書番号を記録します。 　この場合、【納付金額】の欄を設ける必要はありません。 　なお、「納付済証（特許庁提出用）」は出願をした日から３日以内に、別用紙に貼り付け、「手続補足書」に添付して提出しなければなりません。（➔「**8.2 証明書等の物件の提出に係る手続補足書**」[p.92]を参照） ・　電子現金納付により手数料を納付したとき（特例法施行規則第４１条の９の規定）は、【予納台帳番号】を【納付番号】とし、納付番号を記録します。この場合において、「【納付金額】」の欄は設ける必要はありません。

記　録　項　目	概　要
	・　口座振替により手数料の納付の申出を行うとき（特例法施行規則第４０条第４項の規定）は、【予納台帳番号】を【振替番号】とし、振替番号を記録し、【納付金額】の欄には納付すべき手数料の額を記録します。なお、書面手続の場合は利用できません。 ・　指定立替者により手数料の納付（クレジットカード決済による手数料の納付）の申出を行うとき（特例法施行規則第４０条第５項の規定）は、【予納台帳番号】を【指定立替納付】とし、【納付金額】の欄には納付すべき手数料の額を記録します。オンライン手続または特許庁窓口における書面手続のみ利用できます。
【その他】	・　産業技術力強化法第 17 条第 1 項の規定による特定研究開発等成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（令和〇年度、〇〇省、〇〇委託事業、産業技術力強化法第 17 条第 1 項の適用を受けるもの）」又は、「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（令和〇年度、〇〇省、〇〇請負事業、産業技術力強化法第 17 条第 1 項の適用を受けるもの）」のように記録してください。
【提出物件の目録】 【物件名】	・　出願意匠を図面のみで表す場合は、【物件名】の欄に「図面　１」と記録してください。 同様に、出願意匠を写真のみで現す場合は、【物件名】の欄に「写真　１」と記録してください。 また、図面と写真の両方を用いる場合（例えば、必要図を図面で表し、参考図を写真を用いて現す場合等）は、次のように【物件名】の欄を繰り返し設けて記録してください。 【提出物件の目録】 【物件名】　図面　1 【物件名】　写真　1 ・　出願意匠を見本又はひな形で表す場合については、➔「**6 見本（ひな形）**」[p.68]を参照してください。
【意匠に係る物品の説明】	・　【意匠に係る物品】の欄の記録だけではその物品、建築物又は画像が十分理解できないときは、その物品の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を記録してください。 ・　画像について意匠登録出願をするときであり、【意匠に係る物品】の欄の記録のみではその画像の用途が明らかでないときは、その画像が機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであることのいずれかに該当するものであることを示す説明を記録します。 ・　物品又は建築物の部分に物品又は建築物の操作の用に供される画像を含む意匠について出願をするときは、その画像に係る当該物品又は建築物の機能及び操作の説明を記録します。 ・　記録することができるのは、文字のみであり、図、表等を記録することはできません（文字の制限について➔「説明 1.1.2　記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]を参照）。

記　録　項　目	概　要
【意匠の説明】	・　図面（写真、ひな形又は見本）だけではその意匠の理解ができないときは、意匠に係る物品、建築物又は画像の材質又は大きさ、彩色を省略する旨、その意匠に係る物品の全部または一部が透明である旨、記載した図を他の図に代える場合には当該図が記載した図と同一又は対象である旨、連続する状態、省略寸法の図面上の寸法等、理解を助けることができるような説明を簡潔に記録してください。 ・　記録することができるのは、文字のみであり、図、表等を記録することはできません（文字の制限について➔「説明 1.1.2　記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]を参照）。
【書類名】	・　「図面」、「写真」は願書記録項目に続けて記録します。 　まず、【書類名】の欄を設け、「図面」、「写真」の別を記録してください。その次に図（又は写真）を順次記録します。 　この場合、各図の掲載順は意匠の特徴がもっともよく表される図（例えば、「正面図」、「正面、平面及び右側面を表す図」等）から順次記録するようにしてください。画像を含む意匠については、画像を最も良く表す図を最初に記録します。 　登録後には原則として出願時の掲載順序のまま意匠登録公報に掲載されます。 ・　図面と写真の両方を用いる場合（例えば、必要図を図面で表し、参考図を写真を用いて現す等）は、次のように【書類名】の欄を繰り返し設けて記録してください。 【書類名】　図面 　【正面図】 　イメージ 　【背面図】 　イメージ 　・ 　・（省略） 　・ 【書類名】　写真 　【使用状態を表す参考図】 　イメージ ・　形状の説明や使用状態を示すために、部位の名称を表記した線や矢印等、出願意匠以外のものを描き加えた図も、意匠の理解の助けになります。このような、意匠の理解の参考のために、当該意匠の構成しない要素を描き加えた図は、【○○参考図】等と表示します。「参考図」は、当該意匠の構成要素のみを描いた「必要図」と区別するため、「必要図」の後に「参考図」を記載するようにします。 ・　図面、写真、見本又はひな形の具体的な作成方法➔「4 **図面**」[p.56]、「5 **写真**」[p.62]、「6 **見本（ひな形）**」[p.68]**を参照してください。**

説明 1.1.2　記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、次のとおりです。

項　目　又　は　内　容	注　意　点
文字（図面中、意匠に含まれる文字を除く。）の制限	・　文字は、日本産業規格Ｘ0208 号で定められている文字を用いてください。ただし、以下は原則用いることができません。 ・　半角文字 ・　「【」　（区点番号１－５８） ・　「】」　（区点番号１－５９） ・　「▲」　（区点番号２－５） ・　「▼」　（区点番号２－７） ・　「【」「】」は、欄名の前後に用いるときに限り使用できます。 ・　「▲」「▼」は、次に記述する置き換えた文字の前後に用いるときに限り使用できます。 　日本産業規格Ｘ0208 号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格Ｘ0208 号で定められている漢字に置き換えて記録するか、又はその読みを平仮名で記録し、その前に「▲」、後ろに「▼」を付します。 ・　使用できる文字の一覧については、電子出願サポートサイトのコード表を参照してください。
記録不要な欄について	・　代理人によらないで手続する場合の【代理人】の欄、持分の定めがないときの【持分】の欄等の記録内容がない場合は、欄名を含め記録する必要はありません。

1.2 物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願

物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願の願書の作成方法です。

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】　Ａ－３－ＡＢ
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁長官　殿
【意匠に係る物品】　安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－２
　【氏名】　意匠一郎
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　１６０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　１
【意匠に係る物品の説明】　この物品は…
【意匠の説明】…実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。
【書類名】　図面
　【正面図】
　　イメージ
　【背面図】
　　イメージ
　【左側面図】
　　イメージ
　【右側面図】
　　イメージ
　【平面図】
　　イメージ
　【底面図】
　　イメージ

説明 1.2.1　記録項目の概要

「【意匠の説明】」の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定する旨を記録する以外は、
➔「説明 1.1.1　記録項目の概要」[p.3]と基本的に同様です。

記　録　項　目	概　要
【意匠に係る物品】	・　意匠登録を受けようとする部分の創作のベースになっている物品、建築物又は画像について、意匠に係る物品、意匠に係る建築物若しくは画像の用途、組物又は内装が明確になるように記録してください。 ・　例えば、カメラの創作においてグリップ部分について意匠登録を受けようとするときは、「カメラ」と記録します。「カメラの部分」、「カメラのグリップ」、「グリップ部分」などと記録しないよう注意してください。
【意匠の説明】	・　図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、意匠登録を受けようとする部分が図面においてどのような方法によって特定されているのかについて記録してください。 ・　例えば、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描くことにより意匠登録を受けようとする部分を特定した場合は、「実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」と記録します。 ・　見本又はひな形については、例えば「その他の部分」を黒色で塗りつぶした場合には、「黒色で塗った部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である」のように記録します。
【図面】	・　意匠登録を受けようとする部分を特定した図面を描いてください。 ・各図の掲載順は意匠の特徴がもっともよく表される図（例えば、「正面図」、「正面、平面及び右側面を表す図」等）から順次記録するようにしてください。 ・形状の説明や使用状態を示すために、部位の名称を表記した線や矢印等、出願意匠以外のものを描き加えた図も、意匠の理解の助けになります。このような、意匠の理解の参考のために、当該意匠の構成しない要素を描き加えた図は、【〇〇参考図】等と表示します。「参考図」は、当該意匠の構成要素のみを描いた「必要図」と区別するため、「必要図」の後に「参考図」を記載するようにします。

説明 1.2.2　記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、➔「説明 1.1.2　記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]と同様です。

1.3 関連意匠の意匠登録出願

関連意匠の意匠登録出願の願書の作成方法です。

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】　Ａ－３－ＡＲ
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁長官　殿
【本意匠の表示】
　【出願番号】　意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【意匠に係る物品】　安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－２
　【氏名】　意匠一郎
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　１６０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　１
【意匠に係る物品の説明】　この物品は…
【意匠の説明】　背面図は…
【書類名】　図面
　【正面図】
　イメージ
　【背面図】
　イメージ
　【左側面図】
　イメージ
　【右側面図】
　イメージ
　【平面図】
　イメージ
　【底面図】
　イメージ

説明1.3.1　記録項目の概要

「【本意匠の表示】」の欄以外は、➔「説明1.1.1　記録項目の概要」[p.3]と同様です。

記　録　項　目	概　要
【本意匠の表示】 【出願番号】	（例：出願番号が通知されているとき） ・　本意匠の意匠登録出願の番号が通知されているときは、【あて先】の欄の次に【本意匠の表示】の欄を設け、次のように【出願番号】の欄を設けて本意匠の意匠登録出願の番号を記録します。【出願日】及び【整理番号】の欄を設ける必要はありません。 【本意匠の表示】 【出願番号】　意願○○○○－○○○○○○
【本意匠の表示】 【登録番号】	（例：登録番号を知ったとき） ・　本意匠の意匠登録の番号を知ったときは、【出願番号】の欄に代えて【登録番号】の欄を設け、次のように本意匠の意匠登録の番号を記録することができます。この場合【出願日】及び【整理番号】並びに【出願番号】の欄を設ける必要はありません。 【本意匠の表示】 【登録番号】　意匠登録第○○○○○○○号
【本意匠の表示】 【出願日】 【整理番号】	（例：出願番号が通知されていないとき） ・　本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【本意匠の表示】の欄に【出願日】の欄を設け、本意匠の意匠登録出願の提出日を出願日として「令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願」と記録し、【整理番号】には、本意匠の意匠登録出願の願書に記録した整理番号を記録してください。 【本意匠の表示】 【出願日】　令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願 【整理番号】Ａ－３－ＡＮ
【本意匠の表示】 【出願番号】 【整理番号】	（例：本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であって、本意匠の含まれる複数意匠一括出願手続の番号が通知後、かつ、本意匠の出願番号が通知前であるとき） ・【出願番号】の欄には複数意匠一括出願手続の番号を記録し、【整理番号】の欄には複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号の次に記録した整理番号を記録します。 【本意匠の表示】 【出願番号】　意願○○○○－３○○○○○ 【整理番号】　６３０－Ａ－３－Ｄ１
【本意匠の表示】 【出願日】 【整理番号】 【その他】	（例：出願番号が通知されていないとき（本意匠の意匠登録出願が複数意匠一括出願手続の場合）） ・本意匠の意匠登録出願が複数意匠一括出願手続である場合は、【出願日】の欄に「令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願（複数）」と記録し、【整理番号】の欄には当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号の次に記録した整理番号を記録し、【手数料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出

	願手続の【書類名】の欄の次の【整理番号】を記録してください。 【本意匠の表示】 【出願日】令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願（複数） 【整理番号】A－３－AN －省略－ 【その他】本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号６３０－A－３－D１ （例：出願番号が通知されていないとき（本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願の場合）） ・　本意匠の意匠登録出願が国際意匠登録出願である場合は、【出願日】の欄に「令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願」と記録し、【整理番号】の欄には「－」のようにハイフンを記録し、【手数料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設け、「国際登録番号DM／○○○○○○、意匠番号○○○」のように本意匠の国際登録の番号と意匠の番号を記録してください。 【本意匠の表示】 【出願日】　令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願 【整理番号】－ －　省略　－ 【その他】国際登録番号DM／○○○○○○、意匠番号○○○

説明 1.3.2　記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、➔「説明 1.1.2　記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]と同様です。

説明 1.3.3　関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠登録出願

関連意匠として意匠登録を受けるためには、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうち一の意匠を「本意匠」として選択します。

関連意匠を「本意匠」として選択し、関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠とすることもできます。

連鎖する関連意匠群の最初に「本意匠」として選択されたものを「基礎意匠」といいます。

願書の【本意匠の表示】の欄に記載するのは「本意匠」であり、「基礎意匠」ではありません。

関連意匠として意匠登録を受けるためには、以下の全ての要件を満たしている必要があります。

（１）本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること
（２）本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること
（３）基礎意匠の意匠登録出願の日（優先権主張の効果が認められる場合は優先日）以後１０年を経過する日前に出願された意匠登録出願であること

1.4 秘密意匠の意匠登録出願

意匠法第１４条の規定により意匠を秘密にすることを請求する意匠登録出願の願書の作成方法です。

なお、第１年分の意匠登録料の納付と同時の秘密意匠請求については、➔「**15 意匠登録料納付書と同時の秘密意匠請求**」[p.147]を参照してください。

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】　Ａ－３－ＡＳ
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁長官殿
【意匠に係る物品】　安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－２
　【氏名】　意匠一郎
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　１２３４５６７８９
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【秘密にすることを請求する期間】　３年
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　２１１００
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　１
【意匠に係る物品の説明】　この物品は…
【意匠の説明】　背面図は…
【書類名】　図面
　【正面図】
　イメージ
　【背面図】
　イメージ
　【左側面図】
　イメージ
　【右側面図】
　イメージ
　【平面図】
　イメージ
　【底面図】
　イメージ

説明 1.4.1　記録項目の概要

「【秘密にすることを請求する期間】」の欄以外は、➔「説明 1.1.1　記録項目の概要」[p.3]と同様です。

記　録　項　目	概　要
【秘密にすることを請求する期間】	・　【代理人】の欄（代理人がないときは【意匠登録出願人】の欄）の次に【秘密にすることを請求する期間】の欄を設け、秘密にすることを請求する期間（３年以内）を、年又は月の単位で記録してください。

説明 1.4.2　記録項目及び記録内容の注意点

願書作成上の注意点は、➔「説明 1.1.2　記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]と同様です。

1.5 優先権の主張を伴う意匠登録出願

パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張を伴う意匠登録出願の願書の作成方法です。

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】　Ａ－３－ＡＰ
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁長官殿
【意匠に係る物品】　安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－２
　【氏名】　意匠一郎
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国・地域名】　カナダ
　【出願日】　２０〇〇年〇〇月〇〇日
　【出願番号】　ＣＡ１２３４５６７８９０
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　１６０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　１
【意匠に係る物品の説明】　この物品は…
【意匠の説明】　背面図は…
【書類名】　図面
　【正面図】
　　イメージ
　【背面図】
　　イメージ
　【左側面図】
　　イメージ
　【右側面図】
　　イメージ
　【平面図】
　　イメージ
　【底面図】
　　イメージ

説明1.5.1　記録項目の概要

「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄以外は、➔「説明1.1.1　記録項目の概要」[p.3]と同様です。

記　録　項　目	概　要
【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 （【出願の区分】） （【アクセスコード】） （【優先権証明書提供国（機関）】）	・　【代理人】の欄（代理人がないときは【意匠登録出願人】の欄）の次に【パリ条約による優先権等の主張】の欄を設けて、優先権の主張の基礎とされた出願をした国・地域名、出願日及び出願番号が判明しているときは出願番号を記録してください。 ・　２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録してください。 【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 （【出願の区分】） （【アクセスコード】） （【優先権証明書提供国（機関）】） 【パリ条約による優先権等の主張】 【国・地域名】 【出願日】 【出願番号】 （【出願の区分】） （【アクセスコード】） （【優先権証明書提供国（機関）】） ・　DAS を利用した優先権書類の電子的交換により優先権書類の提出を省略するときは、「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設け、それぞれ、優先権主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」、「意匠登録」）及び優先権証明書を電磁的方法により提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて「世界知的所有権機関」と記録してください。 ＊　【秘密にすることを請求する期間】の欄を設けたときは、この欄の次に【パリ条約による優先権等の主張】の欄を設けます。

説明1.5.2　記録項目及び記録内容の注意点

パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する場合に提出が必要となる「優先権証明書類等」は書面又は電子特殊申請の手続により、「優先権証明書提出書」に添付して出願の日から３月以内に提出してください（意匠法施行規則第１５条第１項で準用する特許法施行規則第２７条の３の３に規定する様式第３６）。

また、上記の期間内に優先権証明書類等の提出がない場合は、その旨の通知を送付します（意匠法第１５条第１項で準用する特許法第４３条第６項）。通知を受けた者は、通知から２月以内に限り優先権証明書類等を提出することができます（意匠法第１５条第１項で準用する特許法第４３条第７項）。

なお、分割出願又は変更出願をする場合、もとの出願について提出された優先権を主張する旨、最初の出願をした国名及び出願の年月日を記載した書面並びに優先権証明書類等は、当該

新たな意匠登録出願と同時に提出されたものとみなされます（意匠法第１０条の２第３項、第１３条第６項）。したがって、【パリ条約による優先権等の主張】の欄の記録及び「優先権証明書」の提出は省略することができます。

また、世界知的所有権機関（WIPO）のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用して、第一庁である外国特許庁／機関から優先権証明書の電子データを取得するよう、日本国特許庁に対して請求することができる場合があります。当該手続により、日本国特許庁に対する優先権証明書類等の提出を省略することができます。DAS 利用が可能な庁／機関、アクセスコードの取得方法など、詳細は以下 HP をご覧ください。
https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/index.html

その他の項目は➔「説明 1.1.2　記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]と同様です。

（優先権証明書提出書の作成例）

【書類名】　優先権証明書提出書
【提出日】　令和○○年○○月○○日
【あて先】　特許庁長官　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　意願○○○○－○○○○○○
【提出者】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１０００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【氏名又は名称】　代理一郎
（【最初の出願の表示】）
　（【国・地域名】）
　（【出願日】）
　（【出願番号】）
【提出物件の目録】
　【物件名】　優先権証明書　1
　【物件名】　（　）

1.6 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする意匠登録出願

意匠法第４条第２項に規定する新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする意匠登録出願の願書の作成方法です。

（オンライン手続の場合の願書作成例）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】　Ａ－３－Ａ４２
【特記事項】　意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁長官殿
【意匠に係る物品】　安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－２
　【氏名】　意匠一郎
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　０１２３４５
　【納付金額】　１６０００
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　１
【意匠に係る物品の説明】　この物品は…
【意匠の説明】　背面図は…
【書類名】　図面
　【正面図】
　　イメージ
　【背面図】
　　イメージ
　【左側面図】
　　イメージ
　【右側面図】
　　イメージ
　【平面図】
　　イメージ
　【底面図】
　　イメージ

説明 1.6.1　記録項目の概要

「【特記事項】」の欄以外は、➔「説明 1.1.1　記録項目の概要」[p.3]と同様です。

記　録　項　目	概　要
【特記事項】	・　【整理番号】の欄（整理番号を記録しないときは【書類名】の欄）の次に【特記事項】の欄を設け、「意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記録してください。

説明 1.6.2　記録項目及び記録内容の注意点

意匠法第４条第２項に規定する意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合に提出が必要となる「意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書」は書面又は電子特殊申請の手続により、「新規性の喪失の例外証明書提出書」に添付して出願の日から３０日以内に提出してください。

＜意匠法施行規則様式第１＞

その他の項目は➔「説明 1.1.2　記録項目及び記録内容の注意点」[p.8]と同様です。

なお、分割出願又は変更出願をする場合、もとの出願について提出された新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及びその適用を受けることができる意匠であることを証明する書面は、当該新たな意匠登録出願と同時に提出されたものとみなされます（意匠法第１０条の２第３項、第１３条第６項）。したがって、【特記事項】の欄の記録及び「新規性の喪失の例外証明書」の提出は省略することができます。

（新規性の喪失の例外証明書提出書の作成例）

【書類名】　新規性の喪失の例外証明書提出書
【整理番号】　Ａ－３－Ａ４２
【提出日】　令和○○年○○月○○日
【あて先】　特許庁長官　殿
【事件の表示】
　【出願番号】　意願○○○○－○○○○○○
【提出者】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
【代理人】
　【識別番号】　１００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【氏名又は名称】　代理一郎
【提出物件の目録】
　【物件名】　意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書　1

1.7 書面で出願する場合の注意事項

通常の意匠登録出願を書面手続により行う場合の願書の作成方法です。

（書面手続の場合の願書作成例）

特許
印紙
（16000円）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】　Ａ－３－ＡＮ
【提出日】　令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】　特許庁長官　殿
【意匠に係る物品】　安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－２
　【氏名】　意匠一郎
【意匠登録出願人】
　【識別番号】　０００００００００３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－３
　【氏名又は名称】　意匠株式会社
　【代表者】　〇〇　〇〇
【代理人】
　【識別番号】　１００００００２３
　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関３－３－４
　【弁理士】
　【氏名又は名称】　代理一郎
　【電話番号】　０３－３１２３－４５６７
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　１
【意匠に係る物品の説明】　この物品は…
【意匠の説明】　背面図は …

説明 1.7.1　記載項目の概要

願書に記載すべき主な項目の概要は、次のとおりです。

記　載　項　目	概　要
【整理番号】	・　一の意匠登録出願と他の意匠登録出願とで区別がつくように記載する番号（記号）です。同日に２つ以上の出願をする場合や、出願番号が知れない場合の中間的な手続をするときなどを考慮して、意匠登録願に記載してください。 ・　字数は１０字以内であって、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字もしくは「－」（負記号）又はそれらの組み合わせからなる記号でなければいけません。
【提出日】	・　「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように提出する日付をなるべく記載してください。
【意匠に係る物品】	・　意匠に係る物品、意匠に係る建築物若しくは画像の用途、組物又は内装が明確になるように記載してください。
【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】	・　意匠の創作をした者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。 なお、意匠の創作をした者は自然人に限られます。 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】 【意匠の創作をした者】 【住所又は居所】 【氏名】
【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【国籍・地域】） （【電話番号】）	・　識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号を記載してください。 ・　識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 ・　出願人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。ただし、代理人があるときは【代表者】の欄の記載を省略することができます。 ・　出願人が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。 【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 【意匠登録出願人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 【持分】 持分の定めがあるときは、【意匠登録出願人】の欄の次に【持分】の欄を設け、「〇／〇」のように記録することができます。 ・　意匠登録出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できるときは、「【住所又は居所】」の次に「【住所

記　載　項　目	概　要
	又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載します。また、意匠登録出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できるときは、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人の場合は、その次に「【代表者】」の欄を設けて記録してください。 ・　日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けて記録します。 ・　意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（上記に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載します。 ・　「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載します。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（識別番号を記載して省略した場合は、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は不要です。 ・　代理人がないときは、【氏名又は名称】の欄の（出願人が法人のときは【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載してください。 ・　意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の【意匠登録出願人】の欄に記載し、【意匠登録出願人】（持分を記載するときは、【持分】）の次に【代表出願人】と記載してください。 ・　持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第６６７条第１項に規定する組合契約に基づくときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「○○の持分は、民法第６６７条第１項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載してください。

記　載　項　目	概　要
【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 （【電話番号】）	・　識別番号が付与されているときは、【識別番号】の欄にその識別番号を記載してください。 ・　識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄の記載を省略することができます。 ・　代理人が弁理士のときは、【氏名又は名称】の前に【弁理士】と記載し、弁護士のときは、【弁護士】と記載してください。 ・　代理人が法人のときは、【氏名又は名称】の欄の次に【代表者】の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。 ・　代理人が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。 【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 【代理人】 【識別番号】 （【住所又は居所】） 【氏名又は名称】 ・　【氏名又は名称】の欄（代理人が法人のときは、【代表者】の欄）の次に【電話番号】の欄を設けて、電話番号をなるべく記載してください。
（【手数料の表示】） （【予納台帳番号】） （【納付金額】）	・　特許印紙により手数料を納付するときは、特許印紙は左上の余白に貼り、その下にその額を括弧をして記載してください。この場合、【手数料の表示】の欄は記載する必要はありません。 ・　予納により見込額からの手数料の納付の申出を行うとき（特例法施行規則第４０条第２項の規定）は、【予納台帳番号】の欄には予納台帳の番号を、【納付金額】の欄には見込額から納付に充てる手数料の額をアラビア数字のみで記載します（「円」、「，」等を付さないでください。）。 ・　現金により手数料を納付したとき（意匠法第６７条第６項ただし書）は、【予納台帳番号】を【納付書番号】とし、「納付済証（特許庁提出用）」に記載された納付番号を記載します。 この場合、【納付金額】の欄を設ける必要はありません。 ・　電子現金納付により手数料を納付したとき（特例法施行規則第４１条の９の規定）は、【予納台帳番号】を【納付番号】とし、納付番号を記録します。この場合において、「【納付金額】」の欄は設ける必要はありません。
【提出物件の目録】 【物件名】	・　出願意匠を図面のみで表す場合は、【物件名】の欄に「図面　１」と記載してください。 同様に、出願意匠を写真のみで現す場合は、【物件名】の欄に「写真　１」と記載してください。 また、図面と写真の両方を用いる場合（例えば、必要図を図面で表し、参考図は写真を用いて現す等）は、次のように【物件名】の欄を繰り返し設けて記載してください。 【提出物件の目録】 【物件名】図面　１ 【物件名】写真　１ ・　出願意匠を見本又はひな形で表す場合については、➔「6 見本（ひな形）」[p.68]を参照してください。

記　載　項　目	概　要
【意匠に係る物品の説明】	・　【意匠に係る物品】の欄の記載だけではその物品、建築物又は画像が十分理解できないときに、その物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態、使用方法、大きさ、使用してある材料等、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を簡潔に記載してください。 ・　記載することができるのは、文字のみであり、図、表等を記載することはできません（文字の制限：➔「説明 1.7.2　記載項目及び記載内容の注意点」[p.28]を参照）。
【意匠の説明】	・　図面（写真、ひな形又は見本）だけではその意匠の理解ができないときは、意匠に係る物品の材質または大きさ、彩色を省略する旨、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明である旨、記載した図を他の図に代える場合には当該図が記載した図と同一又は対象である旨、連続する状態、省略寸法の図面上の寸法等、理解を助けることができるような説明を簡潔に記録してください。 ・　記載することができるのは、文字のみであり、図、表等を記録することはできません（文字の制限：➔「説明 1.7.2　記載項目及び記載内容の注意点」[p.28]を参照）。

記　載　項　目	概　要
【書類名】	・　「図面」、「写真」は願書記載項目に続けて記載します。 　まず、【書類名】の欄を設け、「図面」、「写真」の別を記載してください。その次に図（又は写真）を順次記載します。 　この場合、各図の掲載順は意匠の特徴がもっともよく表される図（例えば、「正面図」、「正面、平面及び右側面を表す図」等）から順次記載するようにしてください。画像を含む意匠については、画像を最も良く表す図を最初に記録します。 　登録後には原則として出願時の掲載順序のまま意匠登録公報に掲載されます。 ・　図面と写真の両方を用いる場合（例えば、必要図は図面で表し、参考図は写真を用いて表す等）は、次のように【書類名】の欄を繰り返し設けて記載してください。 【書類名】　図面 　【正面図】 ・ 　図 　【背面図】 　図 　・ 　・（省略） 　・ 【書類名】　写真 　【使用状態を表す参考図】 　写真 ・　形状の説明や使用状態を示すために、部位の名称を表記した線や矢印等、出願意匠以外のものを描き加えた図も、意匠の理解の助けになります。このような、意匠の理解の参考のために、当該意匠の構成しない要素を描き加えた図は、【○○参考図】等と表示します。「参考図」は、当該意匠の構成要素のみを描いた「必要図」と区別するため、「必要図」の後に「参考図」を記載するようにします ・　図面、写真、見本又はひな形の具体的な作成方法➔「4 **図面**」[p.57]、「5 **写真**」[p.63]、「6 **見本（ひな形）**」[p.69]**を参照してください。**

説明 1.7.2　記載項目及び記載内容の注意点

願書作成上の注意点は、次の通りです。

項　目　又　は　内　容	注　意　点
用紙	・　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横 21cm、縦 29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、けい線等を記載することはできません。
余白	・　余白は、少なくとも用紙の上に６cm、左右及び下に２cm をとってください。
書式	・　書き方は左横書、１行は 36 字詰めとし、各行の間隔は少なくとも４mm 以上をとり、１ページは 29 行以内としてください。
ページ数の記入	・　願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入してください。
訂正	・　各用紙においては、抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行うことはできません。
とじ方	・　とじ方は、なるべく左とじとしてください。 また、容易に分離し、とじ直すことができるように、例えばホッチキス等を用いてとじてください。
文字の制限	・　文字は、１０ポイントから１２ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書いてください。 ・　文字は、日本産業規格Ｘ0208 号で定められている文字を用いてください。ただし、以下は原則用いることができません。 ・　半角文字 ・　「【」　（区点番号１－５８） ・　「】」　（区点番号１－５９） ・　「▲」　（区点番号２－５） ・　「▼」　（区点番号２－７） ・　「【」「】」は、欄名の前後に用いるときに限り使用できます。 ・　「▲」「▼」は、次に記述する置き換えた文字の前後に用いるときに限り使用できます。 　日本産業規格Ｘ0208 号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格Ｘ0208 号で定められている漢字に置き換えて記録するか、又はその読みを平仮名で記録し、その前に「▲」、後ろに「▼」を付します。 ・　使用できる文字の一覧については、電子出願サポートサイトのコード表を参照してください。
記録不要な欄について	・　代理人によらないで手続する場合の【代理人】の欄、持分の定めがないときの【持分】の欄等の記録内容がない場合は、欄名を含め記録する必要はありません。